

は伊藤内膳等川除方御用を主附き勤めたり。其頃は事に委しき輩をして、當座役として命ぜられし（し）なり。といへり。さて後には、郡地は定檢地奉行、町地は川除普請奉行の手にて修繕方申付たりとぞ。然るを明治廢藩の際、右定小屋を廢し、園内の建物を取毀ち、竹林は悉く伐取り、明治三年七月其の跡地をば町地となし、町名を旭町と呼びなし、地所拂下げに相成り、此の地に追々小家共を建築せり。旭町の町名は元より古名にもあらず。故に今は此の町名を廢して、上川除町へ屬せしめたり。

○御仲間町

泰雲公年譜に、明和五年七月廿六日夜四半時、法然寺前四辻御仲間町より出火、小家二十八軒燒失、毀家十軒許。とあり。今此の町名絶えたりしかど、法然寺前四辻とあれば、上川除町の末をば呼べるなるべし。そのかみ仲間の組地なりしと聞ゆ。

○仲間小者事略

舊藩中は御仲間と稱し、藩侯の召馬及び貸馬の御者を呼べり。故に御厩の御仲間とも唱へ、馬奉行の裁許なり。萬治

三年七月家屋敷立引料の定書に、本座御小人御草履取御馬捕七拾目と見わたる馬捕は、即ち仲間小者が事也。按ずるに、仲間の名目は汲古北徴錄に載せたる曆應三年得江九郎頼員申越前國軍忠狀に、今年八月十七日。梅向城於藤嶋内丸岡之處。自黒丸城凶徒打出之間。馳向一陣致合戰。追籠御敵於城中。抽日々軍忠。同廿日押寄黒丸城大手。頼員不惜身命攻戰之刻。中間源四郎被疵。右是隨而追落彼城訖。と見ゆ、また同人の申軍忠狀に、曆應二年六月廿九日。凶徒等寄來經峰城之間。爲後攻頼員馳向一陣。抽軍忠之刻。中間左近次郎信忠被疵。被切とあり。蔭涼軒季瓊日錄に、延徳二年二月十六日。禮部若黨一人。中間二人當座被討。討手三條殿被官云々。とも見たり。白山宮莊嚴聯中記錄に、貞治二年五月廿一日晚景。佛眼坊中間又次郎郎自里中登山。過秋鳴之時。金劔宮社官河口又次郎河狩之後。酒宴醉狂。於路次行過彼中間男。無端致惡口之間。既及珍事云々。などいへる事も見ゆ。此の外太平記等にかれこれ見たり。仲間とも中間ともありて、此の名目の起原はいかなるよしなるか、いまだ詳ならず。大嘗會記に、

織/舍人、東鑑に御厩舍人とあり。是仲間の本名なるべし。徒然草に、河にて馬あらふをのことあるも、仲間が事なり。今俗に別當と呼べり。別當はいにしへ朝廷の御牧の長官なり。延喜馬寮式に、信濃・甲斐・上野三國任物監。武藏國任別當。と見ゆ、政事要略に、武藏立野牧等の別當の事見ゆ、齋藤別當實盛も武藏の牧馬の別當也といへり。

○法然寺前

舊藩中は法然寺の門前地なるが故に、法然寺門前と呼びて、戸數五・六戸ありて、地子をば法然寺へ納めたり。寺記に、享保十七年秋門前地願相叶。とあり。按ずるに、明和二年山伏寶高寺由緒書に、享保年中までは、法然寺近邊まで川原にて、家建もまばらなるを、享保十年頃より新地子地と成り、追々町家を建て、今の如く町立出來す。と見ゆ、法然寺由來書に、享保十五年百姓町より此地へ移轉す。とあり。されば移轉後門前地に町家建の事を出願し、享保十七年の秋許可ありしと聞ゆ。右門前地の往來川除町との境は、今も坂の如く、川除町は高みなり。此の高みの際は往昔は河原より堤防へ登る道ありて、所謂河戸（カド）にて有りたる

よし、古老の傳説于今残りしとぞ。是古堤防のみなりし時の事なるべし。さて明治四年四月町名改正の時、法然寺門前の稱を廢し、梅枝舟場町（町）を合併し、梅枝町となし、門前地の家屋共を爰に屬せしめたりといへども、後又改めて松本町となしたり。

○影向山法然寺

淨土宗也。由來書に云ふ。開祖屋譽貞雲和尚慶長八年建立。寺地は地子地にて、最前は百姓町に在之處、九代來空之時、享保十五年犀川川上新町今之地へ移轉仕る。とあり。舊傳の寺記には、開基願蓮社億譽貞運、慶長八年創立。四世秀譽慶安三年七月以來爲住職。凡五年。于時法用勤修席、卯辰心蓮社現住と座次の諍に依りて、承應三年三月辭職す。夫より萬治二年まで六年間無住にて、平僧を置きて看司せしむ。此の間に檀家改宗し、或は他派の寺院へ轉じ、寺衰廢破壞に及べり。その以前は鎮西派なりし處、八坂安樂寺の住職吞龍、心蓮社に乞うて西山派の地となし、萬治三年二月より再興を營み、看司を置き、本堂を再建す。其成功畢るに及び、延寶二年の春安樂寺より當寺へ